

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業、新型コロナウイルス感染症の影響等により、保険料を納めることができなくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

○過去2年（申請月の2年1か月前の月分）まで遡って免除申請ができます。

◆制度の種類

①免除（全額免除・一部免除※）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの申請年度の前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料の全額または一部が免除となります。

なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

※一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

◆未納だと損!「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

年金への影響 納付状況等	納 付	全 額 免 除	一 部 免 除	納付猶予 学生納付特例	未 納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受 給 資 格 期 間 に …	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…	計算される	計算される (注1)	計算される (注2)	計算されない	計算されない

(注1,2) 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりとなります。

(平成21年4月以降の免除期間)

- ・全額免除の場合：2分の1
- ・4分の3免除の場合：8分の5
- ・半額免除の場合：4分の3
- ・4分の1免除の場合：8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないまま2年を超えると、時効により、納めることができなくなりますので、ご注意ください。

年金相談会のお知らせ

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

◆日時 10月20日（木）10：00～11：30、13：00～15：00

◆場所 市役所3階会議室

◆申し込み 田辺年金事務所 お客様相談室 ☎0739-24-0432 ※電話予約が必要です。
(相談日の1か月前から予約を受付しています。)